



坂出市まちなか中高層共同住宅 建設促進事業補助金

1 趣 旨 本市の将来人口の減少が予想される中、坂出駅周辺の中心市街地における快適でまちなかにふさわしい住まいの供給を促進するため、対象区域内に市が定める条件に適合した中高層住宅を建設する者に、建設費用にかかる費用の一部を補助金として交付することにより、定住人口の増加を図り、もってコンパクトなまちづくりを推進します。

2 補助制度の概要

(1) 補助金の額

住戸1戸当たり100万円、限度額は、5,000万円（予算の範囲内）

(2) 対象期間

平成28年6月1日から平成31年3月31日までに事業認定を受け、当該認定日から3年以内に事業を完了し、補助金交付申請を行うこと

(3) 対象区域

中心市街地区域（坂出市中心市街地活性化基本計画に定める約130haの区域）（別添1参照）

(4) 対象者

- ① 対象区域内に市が定める条件（別添2参照）に適合した中高層共同住宅を建設しようとする者
- ② 共同住宅のタイプ：売却を目的とする分譲型、賃貸を目的とする賃貸型、自ら居住するために区分所有することを目的とする共同建設型

【担当課】

坂出市 総務部 政策課

担当者 田中

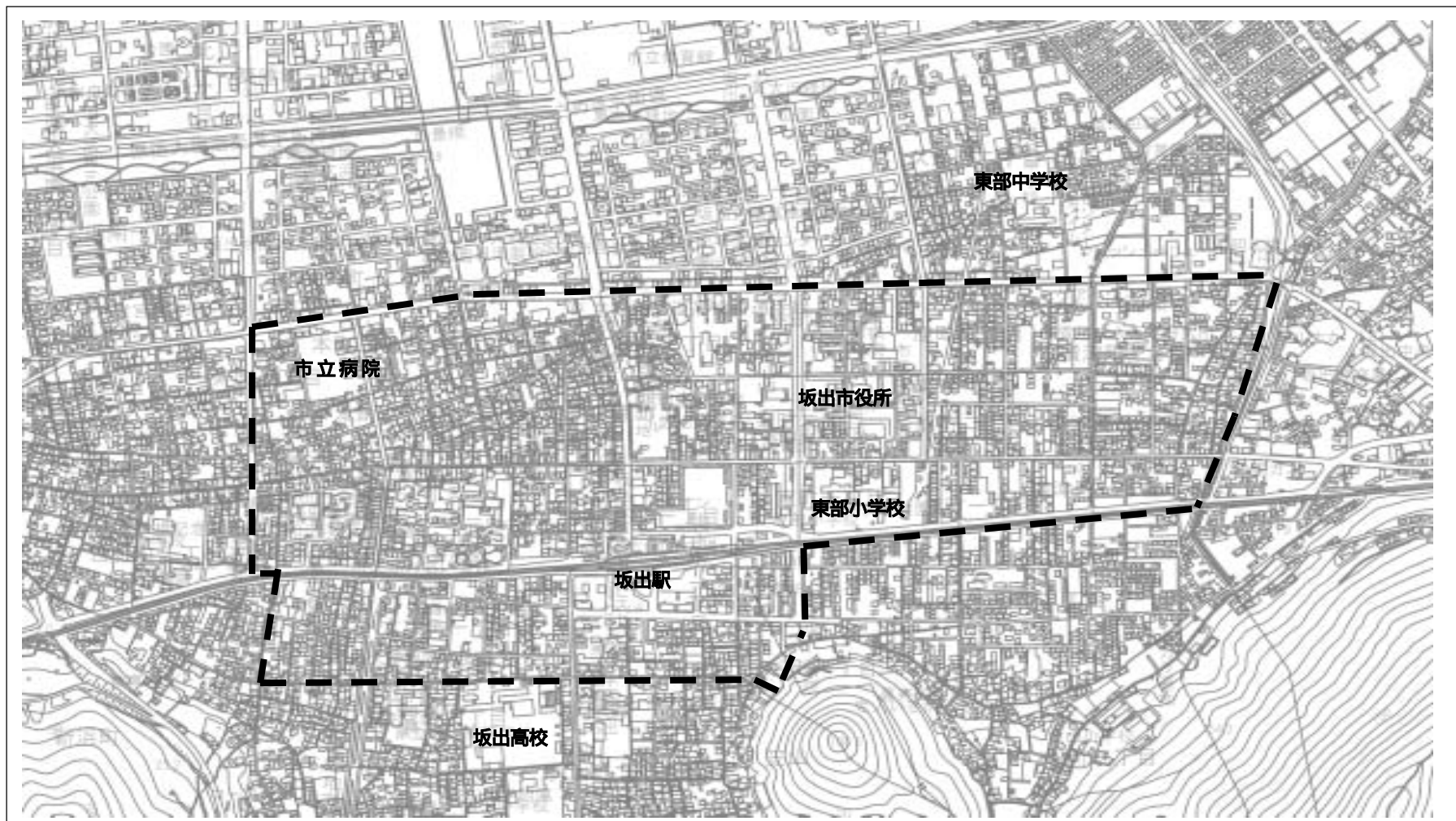
TEL 0877-44-5001(内線136)

FAX 0877-46-4056



対象区域

北側は主要地方道高松・丸亀線，南側は市道富士見町笠山線，東側は横津川，西側は市道坂出西港線に挟まれた約130haの地域



市が定める条件

下記のまちなか中高層共同住宅建設基準に適合していること

項目		基準
住宅構造	(1) 規模	ア 敷地面積は、500㎡以上 イ 各住戸の専用面積は、55㎡以上 ウ 住戸数は、10戸以上 エ 建物階数は、地上4階以上
	(2) 規格	ア 構造は、法令を順守した十分な耐火構造であること イ 各住戸に台所、水洗便所、浴室および居室等を備えていること
	(3) 性能	ア 「日本住宅性能評価基準」の市が指定する等級に適合していること イ エレベーターを設置すること
	(4) 併設施設	店舗、事務所等と住宅が併存する建築物は、住宅部分の床面積が2分の1以上を占めること
居住環境	(1) 景観	ア 前面道路に面する壁面は、原則1m以上後退すること イ 形態・意匠、色彩は、まち並みや自然景観等と調和するよう配慮すること ウ 緑化面積を敷地面積の100分の3以上を確保すること
	(2) 高さ	地域のまち並みと調和した建築物の高さとすること
	(3) 空地の確保	空地は、建築基準法上の割合に1割以上を加えること
	(4) 駐車場	ア 敷地内に住戸数の2分の1以上の収容台数を有すること イ 店舗、事務所等の用途と併存する建築物は、住戸に係る必要収容台数に店舗、事務所等の合計床面積に対して150㎡ごとに1台を加えた収容台数を有すること
	(5) 駐輪場	敷地内に住戸数に相当する台数の駐輪場を設置すること
	(6) ゴミ集積場	市生活課と協議の上、配置すること

市税を滞納していないこと

認定共同住宅の建設の過程において、周辺の住環境に及ぼす影響に十分配慮し、良好な近隣関係を損なわないよう努めること

居住者に自治会への加入を奨励すること